

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、昭和 63 年の 84,430 人をピークに、平成 12 年以降、減少傾向が本格化しており、令和 7 年 1 月末現在 72,204 人である。平成 22 年には、65 歳以上の人口構成比率が約 23.9%と急増し、14 歳以下人口構成比率が年々減少していることから、少子高齢化がより顕著なものとなった。

また、本市産業の従業者数の 4 割近く、売上高の 5 割以上、付加価値額の約 5 割が製造業となっており、製造業を中心とした産業構造をなしている。その一方で、市内事業所数及び従業員数は年々減少傾向で、市内全事業所（3,147 事業所）の内、従業員数 20 人未満の小規模事業所が約 9 割を占めていることから、中小企業者を取り巻く構造的課題への対処が急務となっている。

こうした状況から、市内中小企業の振興は、地域をけん引する原動力であり、活力あるまちづくりの原点と捉え、市内経済の発展には、中小企業者による先端設備等の導入を促進し、労働生産性の飛躍的な向上を図る必要がある。

(2) 目標

市内中小企業が抱える従業員の高齢化や人手不足、働き方改革への対応などの厳しい事業環境に対処するため、本基本計画の策定により、労働生産性の向上を図り、中小企業の経営改善や経営基盤の強化のための支援に取り組むとともに、すべての人々が住み続けたい、住んでみたいと実感できる「たつの市」を目指す。

そのためには、先端設備等導入計画を 40 件認定（計画期間内の合計認定数）することとし、生産性の高い設備の導入を促進させ、市内中小企業の「経営力と競争力」を創造することで、雇用の維持・拡大に繋げることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内中小企業が所有する償却資産のうち、減価償却の終了した設備が 56.3%を占めており、中小企業の労働生産性が伸び悩む状況においては、中小企業における積極的な設備投資と幅広い取組を促す必要がある。そのため、導入を促進する先端設備等については、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める全ての設備とする。ただし、太陽光発電関連設備は、地域経済の発展や地域雇用の創出に直接的に繋がらないため、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

急激な人口減少や超高齢化の進展など、本市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中にあることは、市内全域の中小企業者による幅広い取組を促し、これらに総合的かつ的確に対応する必要があるため、本市における全ての地域を対象に先端設備等の導入を促進する。

(2) 対象業種・事業

本市における産業は、卸売業・小売業が全体の 23.3%を占めているものの、次いで、製造業 17.8%、建設業 9.9%のほか、宿泊業・飲食業、サービス業、医療・福祉など多岐に分かれており、業種による偏在は見られない。

また、市内事業所においては、あらゆる業種による多種多様な事業活動が展開されていることから、全ての業種及び事業を対象に先端設備等の導入による生産性向上を図ることとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 先端設備等導入計画の認定に際しては、人員削減を目的とした取組を対象としない等、雇用の安定と創出に配慮するものとする。
- ② 先端設備等導入計画の認定に際しては、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる事業者を対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。
- ③ 先端設備等導入計画の認定に際しては、市税の未納がある事業者を対象としない等、税負担の公平性・公正性に配慮するものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。